

<使用開始日>
2017年12月7日

NEXT FUNDS

外国株式・MSCI-KOKUSAI指数
(為替ヘッジあり) 連動型上場投信
(愛称)外国株式(為替ヘッジあり)ETF

追加型投信 海外 株式 ETF インデックス型

【投資信託説明書 (交付目論見書)】

| 商品分類 | | | | | 属性区分 | | | | | |
|---------|--------|---------------|------|---------|---------|------|--------------|-----------|-----------|-----------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ | 対象インデックス |
| 追加型 | 海外 | 株式 | ETF | インデックス型 | 資産複合(注) | 年2回 | グローバル(日本を除く) | ファミリーファンド | あり(フルヘッジ) | その他(MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)) |

(注) (株式 一般、その他資産(投資信託証券(株式 一般))資産配分変更型)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

<委託会社> 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成29年10月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:31兆9487億円(平成29年9月29日現在)

<受託会社> 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうNEXT FUNDS外国株式・MSCI-KOKUSAI指数(為替ヘッジあり)連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年11月21日に関東財務局長に提出しており、平成29年12月7日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時★ホームページ★
<http://www.nomura-am.co.jp/>★携帯サイト★ (基準価額等)
<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)[※](対象株価指数)に連動する投資成果(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。)を目指します。

※ MSCI-KOKUSAI指数(円ベース・為替ヘッジあり)は、MSCIが開発した、日本を除く先進国で構成された浮動株数ベースの、ヘッジコストを考慮して円換算した時価総額株価指数(配当込み)です。

ファンドの特色

■主要投資対象

外国の株式を実質的な主要投資対象とする外国株式為替ヘッジ型マザーファンドおよび対象株価指数の採用銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式(DR(預託証券)[※]を含みます。)を主要投資対象とします。

なお、対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を利用することができます。

※ Depositary Receipt(預託証券)の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。

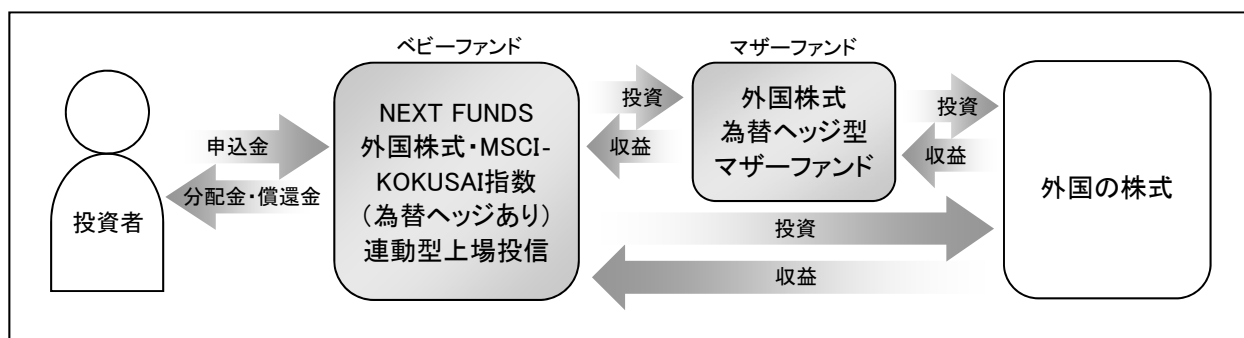
■投資方針

- ①ファンドは、マザーファンドおよび対象株価指数の採用銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。
- ②運用にあたっては、効率性等を勘案の上、マザーファンドへの投資比率を決定します。
- ③対象株価指数の動きに効率的に連動する投資成果を目指すため、株価指数先物取引等のデリバティブ取引および外国為替予約取引を実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、ヘッジ目的外の利用も含め実質的に活用する場合があります。
- ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

■MSCI-KOKUSAI指数の著作権等について■

「MSCI-KOKUSAI指数」は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

- ファンドはマザーファンドを通じて投資するファミリーファンド方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

■主な投資制限

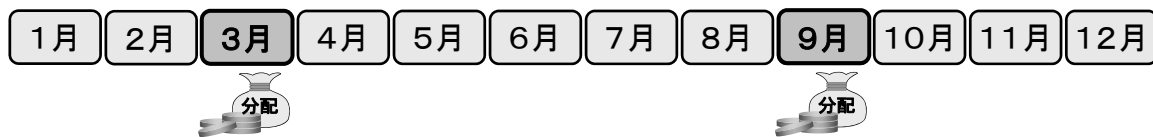
| | |
|-------------|--------------------------|
| 株式への投資割合 | 株式への実質投資割合には制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資割合 | 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 |
| デリバティブの利用 | デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。 |

■分配の方針

毎年3月および9月の7日※に分配を行ないます。

※初回は平成30年3月7日となります。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行ないません。



* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

| | |
|---------|--|
| 株価変動リスク | ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。 |
| 為替変動リスク | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかるため、基準価額の変動要因となります。 |

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈対象株価指数と基準価額の主な乖離要因〉

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ② ポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③ 追加設定・一部解約等による資金の流出入のタイミングと、当該資金の流出入に伴い実際に同指数の採用銘柄等を売買するタイミングが一致しない場合があること
- ④ ファンドの保有銘柄の評価価格が、同指数における評価価格と一致しない場合があること
- ⑤ 同指数と異なる指数を参照する先物取引を利用する場合があることや、先物価格の値動きが当該先物の参照指数の値動きと一致しないこと
- ⑥ ファンドの保有銘柄の配当金に課税がされること(ファンドでは税引き後の配当金が計上される一方、同指数は税引き前の配当金で計算されること)
- ⑦ 信託報酬等のコスト負担があること

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

* 上記記載は、マザーファンドを通じて投資する場合を含みます。

その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。

- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ファンドは、当初設定日より3年を経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

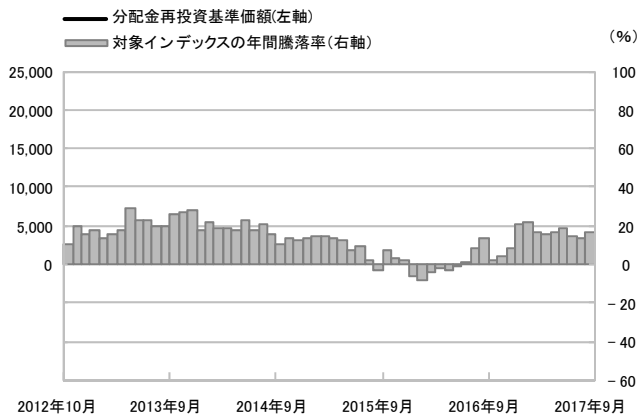
● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

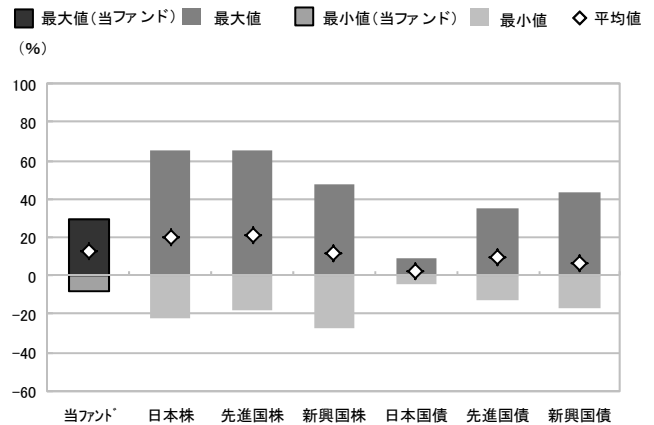
リスクの定量的比較

(2012年10月末～2017年9月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



| | 当ファンド | 日本株 | 先進国株 | 新興国株 | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 最大値(%) | 29.5 | 65.0 | 65.7 | 47.4 | 9.3 | 34.9 | 43.7 |
| 最小値(%) | △ 8.5 | △ 22.0 | △ 17.5 | △ 27.4 | △ 4.0 | △ 12.3 | △ 17.4 |
| 平均値(%) | 13.0 | 19.5 | 21.1 | 11.7 | 2.5 | 9.3 | 6.8 |

- * 分配金再投資基準価額は、設定前であるため掲載していません。
- * 年間騰落率は、2012年10月から2017年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。なお、設定前であるため、対象インデックスの騰落率を表示していません。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2012年10月から2017年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、設定前であるため当ファンドの対象インデックスを用いて算出しております。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)・・・東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、株式会社東京証券取引所 (株東京証券取引所) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、(株)東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数 (配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社 (以下、JPM) がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC (ここでは「JPMSLLC」と呼びます) (「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引 (ここでは「プロダクト」と呼びます) についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPMS, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

運用実績 (2017年11月21日現在)

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

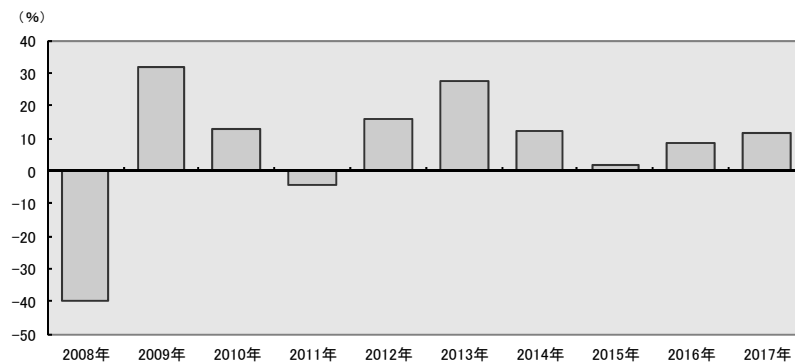
該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・上記は対象インデックスの年間収益率。(出所:MSCI)
- ・2017年は年初から9月末までの対象インデックスの収益率。

●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

| | |
|---------|--|
| 購入単位 | 1万口以上1万口単位 |
| 購入価額 | 購入申込日の翌営業日の基準価額に100.10%以内(平成29年12月7日現在100.05%)の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。) |
| 購入代金 | 原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 |
| 当初元本 | 1口あたり1000円 |
| 換金単位 | 1万口以上1万口単位 |
| 換金価額 | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額 |
| 換金代金 | 原則、換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 |
| クローズド期間 | 平成30年4月16日までは換金のお申込みができません。 |
| 申込締切時間 | 午後3時までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。 |
| 購入の申込期間 | 平成29年12月11日から平成30年12月5日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。 |
| 換金制限 | 大口換金には制限を設ける場合があります。 |
| 申込不可日 | <p>次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p><購入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日*と同日付となる場合の当該申込日 ・連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日*でない日」が2日以上ある場合において、購入申込日当日が当該期間の前々営業日または前営業日となる場合の当該申込日 ・購入申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内) ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p><換金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換金申込日当日が、別に定める海外の休日*と同日付となる場合の当該申込日 ・連続する「日本の営業日でない日」の期間中に「別に定める海外の休日*でない日」が2日以上ある場合において、換金申込日当日が当該期間の前営業日となる場合の当該申込日 ・換金申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内) ・換金申込日当日が、ファンドの決算日から起算して最大40日以内 ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>※次の条件に該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニューヨーク証券取引所の休場日 |

| | |
|-------------------|---|
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消することができます。また、購入申込日において、当日申込み分の購入申込口数と換金申込口数の差が、申込みを受付ける前の残存口数(前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。)を超えることとなる場合、購入申込みの受付を停止することおよびすでに受付けた購入申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間 | 無期限(平成29年12月7日設定) |
| 上場市場 | 東京証券取引所 |
| 繰上償還 | 当初設定日より3年経過した日以降に、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回る事となった場合、上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。 上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。また、やむを得ない事情が発生したときは償還となる場合があります。 |
| 決算日 | 毎年3月および9月の7日。初回決算日は平成30年3月7日。 |
| 収益分配 | 年2回の決算時に分配を行いません。 |
| 信託金の限度額 | 1兆円 |
| 公 告 | 原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。 |
| 運用報告書 | 運用報告書は作成いたしません。 |

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | |
|---------|---|
| 購入時手数料 | 販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。 |
| その他の費用 | 購入価額は、基準価額に100.10%以内(平成29年12月7日現在100.05%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.10%以内(平成29年12月7日現在0.05%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金時に、基準価額に0.10%以内(平成29年12月7日現在0.05%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。 |
| 換金時手数料 | 販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。 |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|--|--|--|------------------------------------|--|--------|---|--------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | <p>信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。ただし、①により計算した額(税抜)に、②により計算した額(税抜)を加えた額は、信託財産の純資産総額に年0.25%の率を乗じて得た額を超えないものとします。</p> <p>①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。</p> | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <tr> <td colspan="2">信託報酬率</td> <td>年0.1836%(税抜年0.17%)以内 (平成29年12月7日現在 年0.1836%(税抜年0.17%))</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容</td> <td><委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.15%</td> </tr> <tr> <td><受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.02%</td> </tr> </table> | | 信託報酬率 | | 年0.1836%(税抜年0.17%)以内 (平成29年12月7日現在 年0.1836%(税抜年0.17%)) | 支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容 | <委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 | 年0.15% | <受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 | 年0.02% |
| | 信託報酬率 | | 年0.1836%(税抜年0.17%)以内 (平成29年12月7日現在 年0.1836%(税抜年0.17%)) | | | | | | | |
| 支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容 | <委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等 | 年0.15% | | | | | | | | |
| | <受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等 | 年0.02% | | | | | | | | |
| <p>* 上記配分は、平成29年12月7日現在の信託報酬率における配分です。</p> <p>②有価証券の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の43.2%(税抜40%)以内の額から、当該貸付に係る事務の処理を第三者に委託した場合に要する費用を控除した額。 その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。</p> <p>ファンドの信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> | | | | | | | | | | |

その他の費用・
手数料

- ◆対象株価指数に係る商標使用料(平成29年11月21日現在)
ファンドの純資産総額に対し、年0.05%以下の率を乗じて得た額とします。
 - ◆ファンドの上場に係る費用(平成29年11月21日現在)
 - ・新規上場料および追加上場料: 新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0081%(税抜0.0075%)。
 - ・年間上場料: 毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%(税抜0.0075%)。
 - * 上記の他、新規上場に際して、54万円(税抜50万円)の上場審査料がかかります。
- 上記の費用及び消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となり、委託会社が受領する信託報酬中から支払います。
- また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
 - ・外貨建資産の保管等に要する費用
 - ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
 - ・ファンドに関する租税 等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|----------------------|----------------------|--|
| 分配時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 配当所得として課税 収益分配金に対して20.315% |
| 売却時、換金(解約)時 及び償還時 | 所得税、復興特別所得税 及び地方税 | 譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

- * 上記は平成29年9月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。